

公共水域は、ロウイングだけのものではありません。海上衝突予防法、海上交通安全法などルールをよく知っておきましょう。

重要：以下のルールは、一般則です。かならず自分の活動する水域での適用ルールを確認しておきましょう。

1 船の種類と優先性: 衝突回避の原則 Avoidance of Collision

海上衝突予報法では、船の大きさや操縦性能が異なる場合には、「位置関係にかかわらず」避航船・保持船が決まります。「操縦性能のすぐれたほうが避航船となる」のが原則です。優先順位は、以下のとおりです。

- ①最優先: 運動不自由船, 操縦性能制限船, 喫水制限船
- ②第2位: 漁労中の船
- ③第3位: 帆船
- ④最下位: 動力船

ロウイング・ボート(競漕艇)は、「雑種船」として、これらの船舶の航行を妨げてはならない、最下位のその下ということになります。競漕艇は、常に早期に自ら回避する姿勢が大切です。

2 衝突回避の原則 Emergency Steering

船の航行には、「右側通行」の原則があり、正面から接近する場合は、お互いに右舷側に回避します。また、横切り関係で衝突の恐れがある場合は、相手船の左舷を見るほうの船が「避航船」として、早期に大きく回避動作をとらなければなりません(減速、停止あるいは右に避ける)。また、相手の右舷をみている「保持船」は、「進路と速度を変えない」ことが基本です。(ただし、避航船が避航動作をとらないときは、保持船自らが避航動作をとることができます。)

往來の激しい狭い水道を航行する場合は、できるかぎり右端を航行します。特に、大型船の航行を妨げてはいけません。

3 追い越しの基本 Overtaking

他の船を追い越す場合は、追い越す船が追い越される船の進路を妨げてはなりません。また、追い越される船は、相手が追い越しやすいように、進路と速度を保つことが原則です。

この場合、「右側追い越し」も「左側追い越し」も有り得ます。特に、先行艇が水路の右端を漕いでいる場合は、一般に「左側追い越し」となります。

補足・訂正: 東京都水上取締条例は、第6条で、『左側を通航』を指示しています(確認: 東京都の公式ウェブサイト内の東京都条例規集より)。漕艇譜 I / II では、月刊漕艇 No. 164(1979. 4)「絶滅せよ! 水上の衝突事故(6)」を出典として、同条例が「右側追い越しを指定」と記載したが、それは間違いです。

4 灯火 Night Lights

船舶の種類、規模、状態などにより複雑な規定がありますが、基本として、一般動力船の灯火は以下のような規定です。

- ①マスト灯 : 白. 正面を中心とした225°
- ②右舷灯 : 緑. 正面から右舷側112. 5°
- ③左舷灯 : 赤. 正面から左舷側112. 5°
- ④船尾灯 : 白. 後方135°

ロウイング・ボートも、このルールに準じてライトを設置すべきですが、一般に「艇の前後端に広角度の白色灯」の取り付けが基本となります。バウ灯を、左右舷の航行灯(左=赤、右=緑)とす

るのも好ましいといえます。

尾灯やバウ灯を赤にするのは、漕艇場などの漕艇専用水域ではそのように規定された条件以外の、公共水域では、「赤色灯は左舷灯と誤認される」問題があるため、用いるべきでないことを認識しておきましょう。

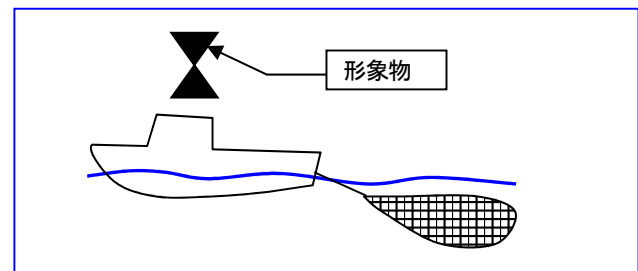
5 衝突予防のための信号 Audio Signals

漁船やモーターボートの汽笛の意味を知っておきましょう。

- | | |
|------------|--------------------|
| 短音1回 | : 進路を右に変えていることを示す。 |
| 短音2回 | : 進路を左に変えていることを示す。 |
| 短音3回 | : 後進していることを示す。 |
| 長音1・短音1 | : 漁労従事中、運転不自由など |
| 短音5回 | : 疑問のある動きへの警笛 |
| 長音2・短音1 | : 右側を追い越すよという合図 |
| 長音2・短音2 | : 左側を追い越すよという合図 |
| 長音1回 | : 見通し不良の湾曲部に入る合図 |
| 超長音(10秒以上) | : 他船に「危ないよ!」という合図 |

6 形象物 Symbol (Signs) for daytime

漁労中、運転不自由、操縦性能制限などの状態にある船は、その状況を「形象物」をマストに掲げ、情報を示しています。



形象物はその船の状態を表現している

7 航路 (Regulated) Course

橋桁などにある「航路」の標識は、すべての船艇に対しそこを通るように指示されている場合と、動力船が優先して走るところを指し、手漕ぎのボートは、むしろそこを避けて通らなければならない場合とがあります。水域の表示の意味を正しく理解しておきましょう。

8 競漕艇の立場は弱い Status of Racing boats

港則法では、私たちのボートは、「雑種船」のうち、「ろかい(櫓櫂舟)」に区分されます。「雑種船は、港内で雑種以外の船舶の進路を避けなければならない」また、港内および港の境界付近では、他の船舶に危険をおよぼさないような速力で航行しなければなりません。また、出港する船が入港する船より優先されることも覚えておきましょう。

港の近くで練習する場合は、こういったこともよく認識する必要があります。競漕艇の立場は、基本的に弱いのです。